

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年4月28日(火)午後7時00分～午後7時50分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)

2番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)

3番委員 吉 田 眞 理

4番委員 森 本 浩 司

5番委員 益 田 麻衣子

3 説明員等氏名

教 育 部 長 北 村 洋 子

文 化 部 長 安 藤 圭 太

教育部副部長 飯 田 義 一

教育部管理監 鈴 木 寛

文化部副部長 古 矢 智 子

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教育指導課長 石 井 美佐子

生涯学習課長 早 川 浩 美

教育指導課指導主事 中 山 晋

(事務局)

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 議事日程

日程第1 議案第20号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

日程第2 議案第21号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

日程第3 議案第22号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)

日程第4 議案第23号 令和3年度使用教科用図書の採択方針について (教育指導課)

日程第5 報告第3号 事務の臨時代理の報告(「令和2年度小田原市一般会計補正予算」
の同意)について (教育部)

5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について(その2)

(教育部・文化部)

(2) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】

(教育部・文化部)

6 その他

令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】

(教育総務課)

令和元年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】

(教育総務課)

令和元年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】

(教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 3月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、益田委員に決定

栢沼教育長…本日は、緊急事態宣言の中での定例会の開催となりました。人と人との接触を避けるため、傍聴については、ホームページ等でできるだけ御遠慮いただくよう御案内しました。

また、報告事項の一部は資料配布のみとさせていただくなど、簡略化をさせていただいておりますので御承知おきください。

(4) 日程第1 議案第20号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

生涯学習課長…それでは議案第20号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」を、私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

小田原市郷土文化館協議会委員につきましては、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。

現在、郷土文化館協議会委員は、令和元年9月1日から令和3年8月31日までの2年の任期で継続中ですが、学校関係者として委嘱しておりました、泉中学校長の伊東宏幸氏が、令和2年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。

その後任として、小田原市校長会から酒匂中学校長の高松 宗氏を御推薦いただきましたが、郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第2 議案第21号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

生涯学習課長…それでは議案第21号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」を、私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

小田原市社会教育委員につきましては、小田原市社会教育委員条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。現在、小田原市社会教育委員は、平成30年8月1日から令和2年7月31日までの2年の任期で、継続中でございますが、学校教育関係者として委嘱しておりました、鴨宮中学校長の田中 修氏が令和2年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。

その後任として、小田原市校長会から城南中学校長の永井 正氏を御推薦いただきましたが、小田原市社会教育委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第3 議案第22号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

(図書館)

文化部副部長…それでは、議案第22号の「小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて」につきまして御説明申し上げます。議案書をおめくりください。

図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置されており、協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされております。

また、同法及び小田原市図書館条例の規定により図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとされております。

図書館協議会では、今期の学校教育の関係者として、小田原市学校図書館協議会会長であった石井校長（矢作小学校）を任命しておりましたが、小田原

市学校図書館協議会会長の交代に伴いまして、本人から辞退の申し出がございましたので任命替えを提案させていただいたものです。

この度の候補者である、倉澤良一氏は、小田原市立酒匂小学校長であるとともに、令和2年度から石井前委員の後任として小田原市学校図書館協議会の会長を務めておられます。

また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、現在、教育委員を務められております、益田様に図書館協議会委員を務めていただいておりますが、教育委員への御就任に伴い、退任されましたことから、この度、小田原市PTA連絡協議会から、益田様の後任の候補者として、石井夕紀子氏を御推薦いただいたものでございます。

石井氏は、小田原市PTA連絡協議会女性幹事長を務められているとともに、城北中学校PTA副会長も務めてらっしゃいます。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、小田原市図書館条例の規定により、2年と定められておりますが、倉澤氏、石井氏の任期は前任者の残任期間である本年9月30日までとなります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

栢沼教育長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(7) 日程第4 議案第23号 令和3年度使用教科用図書の採択方針について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは、令和3年度使用教科用図書の採択方針について、御説明いたします。議案資料をおめくりいただきまして、「教科用図書採択方針(案)」を御覧ください。

「1 令和3年度使用教科用図書採択について」は4点ございます。

1点目は、小学校用教科書・中学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、文部科学省の検定を経た「教科書目録(令和3年度使用)」に登載されているものとします。

2点目は、小田原市教科用図書採択検討部会についてです。検討部会は、別紙の設置要綱第2条に基づき、教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として設置するものですが、この部会

においては、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報告することとしております。

3点目は、まず、令和3年度使用小学校用教科書については、無償措置法第14条の規定に基づき、令和元年度と同一の教科書を採択することとします。中学校用教科書については、「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に搭載されている教科書の中から、採択検討部会で行う調査研究の内容をふまえて、採択することとします。

4点目は、採択の公正確保、開かれた採択の実施等、静謐な採択環境の確保について示してございます。

次に「2 教科用図書採択基準」については、3点です。

1点目、各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。

2点目、採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。

3点目、児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。以上3点でございます。

資料をおめくりいただきまして、2枚目でございますが、採択のスケジュールとなります。第1回の採択検討部会が5月19日に始まり、7月下旬から8月上旬の教育委員会定例会及び臨時会での協議を経て、採択いただきます。

採択の流れにつきましては、図2を御覧ください。先ほど御説明いたしました「教科用図書採択方針」及び「小田原市教科用図書採択検討部会 設置要綱」により、教育委員会が検討部会を設置し、教科書1つ1つに対する調査研究を、専門的な知識を持った中学校の教員である調査員に依頼します。調査員による調査研究の結果が、教育委員の皆様への採択時の参考の1つとなります。あわせて、教育委員の皆様には、今後、教科書全種目につきまして、御自身で調査研究をしていただくこととなります。

最終的には、教育委員の皆様御自身による調査研究と、先ほど申しました検討部会による調査研究の資料、そして神奈川県教育委員会から今後送られてくる「中学校教科用図書選定に係る調査研究資料」を基に、令和3年度以降の中学校で使用する教科書を採択する、という手順を進めてまいります。

なお、採択事務は小田原市単独となりますが、調査会のみ足柄下地区採択協議会と合同となります。また、6月12日から7月1日まで、教科書展示会が小田原合同庁舎において開催される予定です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

(質疑)

栢沼教育長…教科用図書採択方針についてはよろしいでしょうか。その他に説明のあったスケジュール関係ではどうでしょうか。資料の見方としてスケジュールの出席者

の欄に教育委員と書いてあるところが各委員に教科書採択に関して出席いただく会議ということでよろしいでしょうか。

教育指導課長…はい。そのようになります。

栢沼教育長…今日が終わると7月下旬から8月上旬辺りが日程として組まれていくということですのでよろしくお願いいたします。

益田委員…先ほど教育委員独自で調査研究をすると説明がありましたが、その調査研究というのはスケジュールではどの部分になりますでしょうか。

教育指導課長…この後、教科書の見本が教育委員会に送られてまいりますので、まずそれを委員の皆様のところにお配りいたしますので、基本的には御自宅もしくは職場等で自習のような形で研究いただくことになるかと思えます。また、昨年も学習会等を開催させていただきましたが、日程を調整させていただきまして御案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

栢沼教育長…教科書の委員への配布というのはいつ頃になりますか。大まかで結構です。

教育指導課長…おそらく6月に入ってからになるかなと考えています。教科書展示会が6月12日から開催されますので、その前には例年来ているかとは思いますが、まだいつ頃というのは連絡が入っていないので、入り次第できるだけ早くお届けにまいりたいと思います。

栢沼教育長…その頃に委員のほうに教科書がまとめて届きますので、よろしくお願いいたします。あと1点、教科用図書採択検討部会の中で部会の委員の中には小田原市と足柄下郡の先生方も含むということでしたでしょうか。

教育指導課長…教科用図書採択検討部会につきましては、小田原市独自のものとなります。検討部会の下と申しますか、調査会につきましては足柄下地区採択協議会との共同となりますので、足柄下地区の先生方と一緒に活動をする形になります。

栢沼教育長…そこでは地域性というか、小田原市と足柄下郡の箱根町、真鶴町、湯河原町それぞれの地域性もあるし、教科書の中身等によってはその地域、市の文化とか歴史とか関連する教科書とかそういった掲載状況も含めるとそこはあまり検討部会に影響はないのか、調査会はあまり考えないでやっていくのでしょうか。その辺りはどうなっているのか。

教育指導課長…調査研究の内容にまず一つは小田原市の学校教育振興基本計画と一致しているかどうかということでしたり、地域性をどの程度捉えているのかということもございまして、そこについての調査については同時にはやっていくのですが、それぞれの報告書をまとめる段階で地域ごとの計画でありますとか特性等を踏まえた研究の報告をそれぞれの地域でまとめるような形になっております。それは加味されると考えていただいて結構かと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第5 報告第3号 事務の臨時代理の報告（「令和2年度小田原市一般会計補正予算」の同意）について (教育部)

教育部副部長…それでは、御説明いたします。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の急速なまん延による地域経済対策や感染症予防対策等の緊急対策事業を執行するにあたり、特に緊急を要するため、令和2年4月10日付けで市長が補正予算を専決処分したもので、教育に関わる補正予算案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、市長に補正予算案に同意する旨を申し出ましたので、御報告するものです。

今回の補正予算は、財政調整基金を活用して、新たに「小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金」を創設するなど、総額12億円の補正予算となっておりますが、教育関係の歳出予算としては、650万円を計上しております。内容について御説明申し上げますので、議案書をおめくりいただきまして、資料を御覧いただきたいと存じます。

(仮称) おだわらっ子チャンネル映像資料等制作委託料につきましては、学校休業期間中の児童生徒に対し、学習の機会を提供することを目的とし、自分たちの住んでいる小田原のまちについて理解を深めてもらうためのコンテンツをそろえ、インターネット上で配信しようとするものでございます。

また、感染症対策として、児童生徒が手を触れる箇所の清掃を行うなど環境衛生を良好に保つことを目的に、除菌効果の高い次亜塩素酸水を生成する装置を全ての小・中学校に導入することとしたものでございます。

今後につきましては、5月28日開催されます小田原市議会5月臨時会において、議会に専決処分の承認を求める予定となっております。

以上をもって、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

吉田委員…(仮称) おだわらっ子チャンネルが映像配信ということですが、小田原市のお子さんの家庭でインターネットの受信環境というのはどのようになっていますでしょうか。

教育指導課長…これまで御家庭のインターネット状況については、調査をすることはございませんでしたので、遅くなってしまったのですが、今週中にフェアキャストというシステムを使って状況がどういう状態にあるのかということのを至急で調査する予定でございます。今数値としては持っておりませんので、御承知おきいただければと思います。

吉田委員…インターネット環境のないお子さんへの何らかの手当というのはありますでしょうか。

教育指導課長…今後の学校休業の長さ等にもよってくるかとは思いますが、いろいろ考えております。今日も校長会を開催しまして、対応等を考えてきたところではございますが、例えばですが中学校あれば人数を予約制などにしたりしてパソコン室を開放するでありますとか、あるいはこちらのほうで動画を作ったものについてはDVD等を作成して配布する等ですとかを考えているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その2) (教育部・文化部)

教育部副部長…それでは、御説明します。資料1を御覧ください。

はじめに、1 4月2日時点の状況でございますが、事務局では、4月6日の学校再開に向けて準備を進めておりましたが、(1)にございますように、県教育委員会から市町村教育委員会に対して、市立小・中学校の臨時休業等への協力要請がございました。これを受け、小・中学校及び幼稚園を4月17日まで臨時休業することといたしました。

休業中の対応でございますが、(2)にございますとおり、入学式・始業式は卒業式と同様の取扱いで実施すること、登校日を設けることなどいたしました。

次に、2 4月9日時点の状況でございますが、4月7日の緊急事態宣言を受け、県教育委員会から市町村教育委員会に対し、協力要請があったことから、臨時休業の期間を5月6日ゴールデンウィークの最終日まで延長することとしました。

また、登校日は中止し、休業が長期になることから、学習面の対応として教材等の郵送を行うこととしたこと、教職員の勤務では時差出勤や在宅勤務の実施、特別休暇の取得等で対応することなどを決定いたしました。教職員の在宅勤務につきましては、教職員服務規程を教育長の決裁により改正いたしております。

なお、放課後児童クラブにつきましては、就労を継続することが必要な方を除きクラブの利用を控えていただくこととし、利用を休止する場合の利用料金についてのお知らせをしたところでございます。

この他、資料には記載がございませんが、先ほど予算で説明させていただきましたように小・中学生が、家で過ごしている時間にぜひ見てほしい動画を集めた(仮称)おだわらっ子チャンネルを開設し、4月21日から公開いたしました。

また、4月24日に神奈川県から5月7日以降の県立学校の対応に関する対応について情報提供がございました。

その内容は、緊急事態宣言が延長された場合は、休業措置を継続し、解除される場合は、5月7日以降、段階的に学校を再開するというものでございました。

本市では、県と同様としますが、解除となった場合は、5月7日・8日は再開準備のため休業とし、11日月曜日から再開していくことといたしているところでございます。このことにつきましては、30日からホームページで周知を図ってまいり予定ですので御承知おきいただければと存じます。

次に、資料をおめくりいただきまして、文化部関係でございます。全ての所管施設を当面の間休館とするとともに、イベントも全て中止いたしました。最後に、資料にはございませんが、事務局の状況を御説明いたします。

人と人との接触を8割減らすという目標達成のため、教育委員会に限らず、市役所全庁的に在宅勤務や交代制を導入し、勤務する職員数を減らすことに取り組んでいるところでございます。どのような方法で勤務者数を減らすかは各部局に任されておりますが、教育委員会事務局では、各課で可能な範囲で在宅勤務を取り入れております。

教育委員会の会議につきましては、冒頭、教育長の発言にありましたように、傍聴を自粛していただくことや、報告事項を資料配布のみにとどめさせていただいたほか、説明員の出席も絞るなど簡略化をさせていただいたところでございます。

県内では、座間市、綾瀬市、秦野市の3市は4月定例会を中止しております。横須賀市、逗子市、三浦市では書面会議としたとお聞きしたところでございます。

教育委員会会議規則では、「定例会は、毎月1回開催する。ただし、会議に付する事件がないときは、この限りでない。」と定めておりますので、本日のように議決事件がある以上は、定例会は開催する必要があると考えられます。しかし、会議規則の中では、「この規則に定めるもののほか、委員会の会議について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。」とありますので、定例会の期日が緊急事態宣言であった場合の取扱について、この場で協議して定めることは可能であると考えているところでございます。

説明は、以上となります。

森本委員…2の4月9日時点の状況の(2)相談窓口の周知と書かれておりますが、実際に相談件数はどれくらいあったのか、相談内容がどのようなものだったのか教えてください。

教育指導課長…教育指導課で心の悩みのところについては、新しくできた「おだわら子ども若者教育支援センター『は一もにい』」で把握しているところですが、件数としてはそれほど多くないと聞いておりまして、3件、4件という形でした。御家

庭からなかなかお子さんが言うことを聞いてくれないようなお悩みであったと聞いております。「はもにい」の中では気がかりなお子さんについては相談員が受けるというよりも、前もって電話をしてフォローをしている状況もありますので、その辺りでも悩みの受け止めはできているのかなというふうに考えております。「はもにい」については周知が十分にできていないところもありますので、ホームページ等で御家庭や子供たちにも内容を伝えているようなところがございます。本庁舎の教育指導課のところには、4月9日以降には特段の悩みというのは、親子喧嘩があったとかの悩みでは届いているところがございます。感染症についてはこちらでは把握はできておりませんので、保健所で受け付けているような状況です。

益田委員…小田原市では緊急事態宣言が解除の場合は7日、8日がお休みで11日から登校するとのことでしたが、一斉に登校させるのか、段階で考えているのかその辺りは決まっているのでしょうか。

教育指導課長…まずは短縮のような形で時間数を絞ってとは考えております。それから分散登校のことをおっしゃっているのかと思いますが基本的に11日からは対応を配慮してやっていくのですが、小学校のお子さんにとって分散登校は難しいのではないかという声もありますので、その辺りは学校の状況にもよりますので、できるだけ密集しないように登校できるように時差登校も含めて検討しているところです。

栢沼教育長…1回目のアナウンスを緊急事態宣言解除の場合、延長の場合を明後日保護者あてにホームページを通じて出す。あと、国のほうの緊急事態宣言の結果によって延長だったら期間は指定されるかとは思いますがこちらも延長、解除の場合だったなら7日、8日の二日間については再開に向けての準備ということで、休業措置をとって、土日を挟んで月曜日の11日から学校再開というふうに小田原市では考えております。最終的には国の状況と県の教育委員会の状況とを含めて最終的には5月の連休終わって遅くても8日までにはもう一度最終的な決定の通知を保護者に出す予定で今のところ입니다。

和田委員…先ほど5月の定例会の件ですが、中止とか書面会議とかいくつかの方法があるとの話でしたが、こういう状況ですから無理にここで集まってという必要がない、特別に何かあれば別ですけれども、そういうことがなければお話しにあったような形で教育長の専決でということでもいいのではないかと考えております。

栢沼教育長…和田委員から5月の定例会についての確認。副部長のお話しにあったようにこの会議で諮ってくということを決めていければと思いますけれども、そういった御意見をいただきましたけれども、皆さんいかがでしょうか。
6月補正関連だとは思いますが、確認したうえで、先ほどの話をもう一度復唱していただいてもいいでしょうか。

教育部副部長…昨年の例でいくと6月の補正予算がございますので、それに関する意見の申出の関係、人事関係で審議会等で任期切れのものが出てくればその辺の人事関係のものが出てくるのが通例となっております。

以上でございます。

栢沼教育長…そういったところですので、臨時代理という形で代えさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

栢沼教育長…それでは予定されておりました日程表の5月26日火曜日の定例会については、一応中止ということで決定したいと思います。

吉田委員…緊急事態宣言が続いていた時には中止ということでよろしいでしょうか。

栢沼教育長…そうですね。解除されたならば実施ということでその確認でよろしいでしょうか。

教育部副部長…緊急事態宣言下においては会議が開催できないやむを得ないことであることから取扱をさせていただくということで、これが更に6月となった時にどこまで定例会をやらざるままでいいのかというところもございますので、ちょっと状況を把握しながら委員の皆様には順次メール等で情報交換をさせていただくということで、6月以降の取扱いについてもご相談ということで今後させていただきたいと思います。

あと、本来5月の定例会で提出すべき案件については、できる限り情報が整ったところで皆様のほうには情報提供させていただきますので、何か御意見がありましたら頂戴できれば教育長が臨時代理するにあたって参考にさせていただくということとさせていただきたいと思います。

栢沼教育長…以上のような確認をお願いします。

教育指導課長…先ほどの登校のところで一つお話しさせていただきたいのは、例えば御家庭に高齢の方がいられるとか、基礎疾患があったり、登校することに対して不安のある御家庭について御本人も含めていらっしゃると思いますが、そのような皆様には欠席とはしないで、校長が出席をしなくても良い日というような認め方をしまして欠席とはしない扱いにさせていただきますので、少しの御不安があったり風邪症状の時も医師の診断書が無くても出席停止とするようになり幅広い形になっておりますので、そのあたりは保護者の方にも御理解いただくように対応していきたいと考えております。

(その他質疑・意見なし)

栢沼教育長…次に、報告事項(2)市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について、その他、「令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況」、「令和元年度下半

期寄付採納状況について」及び「令和元年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について」それぞれ資料を配布いたしましたので、後ほど御覧ください。

10 教育長閉会宣言

令和2年6月30日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（益田委員）